

立命館大学大学院研修生規程

(目的)

第1条 この規程は、立命館大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第47条第2項にもとづき研修生に関する事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 研修生に志願することができる者は、本大学院の修士または専門職の学位を得た者とする。

(所属研究科)

第3条 研修生は、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科、公務研究科、文学研究科、応用人間科学研究科、言語教育情報研究科、先端総合学術研究科、理工学研究科、テクノロジー・マネジメント研究科、経営管理研究科のいずれかの研究科に所属する。

(出願)

第4条 研修生を志願する者は、所定の期日までに次の出願書類を添え、研修を希望する研究科の長に願い出なければならない。

- (1) 研修生願
 - (2) その他研究科長が必要とする書類
- 2 研修生として研究の継続および施設の利用を許可された期間が終了し、引き続き研修生を希望する者は、前項に定める手続きを行わなければならない。

(選考および決定)

第5条 前条の志願者については、該当する研究科委員会、研究科教授会または学院教授会(以下「研究科委員会等」という。)で選考のうえ、研究科長が研修生として研究の継続および施設の利用の許可を決定する。

- 2 研究科長は、前項の決定を志願者に通知する。

(研修生の登録手続)

第6条 研修生として研究の継続および施設の利用を許可された者は、所定の書類を提出するとともに、研修料を納入しなければならない。

- 2 前項の手続きを所定の期日までに行わなかったときは、前条の許可を取り消す。

(研修料)

第7条 研修料に関する事項については、大学院学則第49条の4納付金別表1 3に定める。

(期間)

第8条 研修生として研究の継続および施設の利用をすることができる期間は、立命館大学学則第15条に定める学年の1年間または学期の6か月間とする。

(施設利用の範囲)

第9条 研修生は、本大学学生のための施設を利用することができる。ただし、大学院学生共同研究室については、利用することができない。

(研修生証)

第10条 研修生には、その身分を証明するものとして研修生証を交付する。

2 研修生証に関する事項は、立命館大学学生証規程に定める。

(諸規則の遵守)

第11条 研修生は本大学の諸規則を遵守しなければならない。

(許可の取消)

第12条 本大学の諸規則に違反する行為または研修生としてふさわしくない行為があったときは、研修生の身分を剥奪し、研究の継続および施設の利用を中止する。

2 前項の手続きは、研究科委員会等の議を経て、研究科長が行う。

(授業科目の履修)

第13条 研修生については、立命館大学学則第58条の科目等履修生として出願することを妨げない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教務会議の議を経て大学協議会で行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。